

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準

（目的）

第1条 この基準は、各種団体、機関が行う教育、学術、文化又はスポーツの向上普及に寄与するもののうち、公共性、公益性の高い事業に対して、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の、後援を承認するにあたり必要な事項を定める。

（申請）

第2条 事業の後援承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付して、教育委員会に提出するものとする。

ア 事業企画書

イ 収支予算書（料金等を徴収する事業に限る。）

ウ 規約、会員名簿等の団体経歴が分かる資料

エ その他教育長が必要と認める資料

（審査・承認）

第3条 教育長は、第2条の申請を受けたときは、第4条に定める事項に従い審査を行い適当と認めるものに後援を承認する。

（審査事項）

第4条 事業の審査事項は、次のいずれにも該当するものであること。

（1）主催者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア 国及び地方公共団体並びにこれらの関係機関

イ 東浦町から補助金を受けている学校教育、社会教育及び社会体育関係団体等並びにその下部組織

ウ 過去において、教育委員会が後援した実績のある者

エ その他教育長が特に認めた者

（2）開催又は開設において、保健衛生及び災害防止について十分な安全対策が講ぜられていること。

（3）入場料、参加料は、原則として徴収しないこと。徴収する場合は、実費程度であること。

（4）原則として団体の拠点又は事業の開催地が本町を含む知多半島5市5町又は衣浦定住自立圏形成市町であること。対面で開催されない事業に関しては、参加者は主として同区域の住民であること。ただし、教育委員会が特別な理由を認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず当該事業が次の各号いずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

（1）営利を目的として行われる事業

（2）特定の政党又は宗教団体及びこれらに準ずる組織の後援・推薦等を受けている団体が主催する事業

- (3) 教育の中立性を損なう恐れのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある事業
- (6) 暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催、又は関与すると認められる事業
- (7) 前各号に挙げる事業のほか、教育長が支障があると認めた事業

3 教育長は、前条の審査において、必要に応じて教育委員会委員と協議し、承認の可否を決定することができる。

(通知)

第5条 審査の結果適当と認めたときは後援承認通知書(様式第2号)を、不適当と認めたときは後援不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知する。

(効力)

第6条 後援の承認は、承認申請の記載内容に限って効力を有し、教育委員会の承認を得ずに内容等が変更された場合には、当該決定の効力は失われるものとする。ただし、軽微な内容等の変更についてはこの限りではない。

(実施報告)

第7条 申請者は、後援承認をした事業終了後30日以内に、事業実施報告書(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この基準は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年8月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

東浦町教育委員会名義後援承認申請書

年 月 日

東浦町教育委員会 殿

団体名
所在地
団体代表者氏名
電 話

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第2条の規定に基づき、下記の事業について東浦町教育委員会の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 実施期日
- 4 実施時間
- 5 実施場所
- 6 参加対象者
- 7 収支予算書
- 8 安全対策
- 9 協賛予定
- 10 他の後援予定団体等

様式第2号（第5条関係）

東浦町教育委員会名義後援承認通知書

東教 第 号
年 月 日

団体名
団体代表者氏名

東浦町教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のありました名義後援について承認します。

記

1 事業の名称

2 実施期日

3 実施時間

4 実施場所

5 承認のための条件

- （1）後援する事業は、申請書による内容とし、使用名義は「東浦町教育委員会」としてください。
- （2）申請内容を変更する場合は、「東浦町教育委員会」の承認を得てください。
- （3）後援を受けた事業が終了後30日以内に、事業実施報告書（様式第4号）を提出してください。

様式第3号（第5条関係）

東浦町教育委員会名義後援不承認通知書

東教 第 号
年 月 日

団体名
団体代表者氏名

東浦町教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のありました名義後援について承認しません。

記

1 事業の名称

2 実施期日

3 実施時間

4 実施場所

5 理 由

様式第4号（第7条関係）

東浦町教育委員会名義後援実施報告書

年 月 日

東浦町教育委員会 殿

団体名
所在地
団体代表者氏名
電 話

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 実施期日
- 4 実施時間
- 5 実施場所
- 6 参加者数
- 7 収支決算書
- 8 協賛
- 9 他の後援団体等
- 10 事業の成果